

東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

JR東日本労働組合新潟地方本部

2020年3月10日発行

第20号(通巻第148号)

発行者: 星山 圭 編集者: 教育・広報部

2020年度賃金改善等に関する申し入れ団体交渉 一律6000円の満額回答を強く求める

中央本部は3月6日に申21号・2020年度賃金改善等に関する申し入れの第2回団体交渉に臨みました。

経営環境の不透明感を挙げる経営側に対し交渉団は、会社の発展に寄与している社員に対して満額回答で応えるよう求めました。

本部交渉団は、社員、エールスによる運輸収入ルーター社員、グリーンスタツフは会社の発展に向けて等しく奮闘しており、鉄道はチームワークで動いていることから一律による6,000円の満額回答を求めました。

経営側は、社員の奮闘により生産性は向上しているとして社員の地道な努力に対して感謝の意を表しました。

その上で、台風被害による特別損失や新型コロナウイルスが頑張れるモチベーション

ヨンは、鉄道員としての任務と使命から生み出されているものであり、そこに高い公共性が発揮されていると見るべきだと指摘しました。

その上で、要求の6,000円を満額支給しても人件費総額は2016年度と変わらず、決して突出感のない合理的な要求であると主張しました。

これに対して経営側は、要求満額を支払う経営体力は当然であると述べる一方で、将来にわたり人件費に与える影響など総合的に判断する必要があると述べるにとどまりました。

また、物価上昇も踏まえまた、生活保障も賃金改定の考慮要素の一つとする一

方で、生計費に対する物価上昇の影響はないとの認識を示しました。

第二基本給の廃止は定年延長とセットで議論するものとの考えを示した経営側に対して交渉団は、セツトではなく単体で議論すべきであり、制度の生い立ちから考えても開始から30年以上経った今日、第二基本給制度は廃止する時期を迎えていると主張しました。

賃金形態について経営側は会社発足以来総合決定給であると述べ、定期昇給の実施にあたっては、社員の成長や能力の伸びなど総合的に判断し決定しているとししました。

交渉団は、終身雇用・年功序列型賃金により長期雇用と年齢ごとに見合った生計費を保障できると社員は生活が安定しないと訴えました。

第1回目の団体交渉は2月28日に行いました。組合側より要求の趣旨を説明し、経営側からは現状認識などの説明を受けました。

【東日本ユニオンの主張】
幾多の困難を乗り越え、連結ベースで3兆円の営業収益を上げる企業へと成長してきた。要求は会社の経営状況をみれば十分に支払可能な水準。この間の組合員の尽力を正當に評価し満額回答で報いるべきだ。

春闘勝利に向けて職場からのたたかいを創り出しましょう!



申16号を申し入れ 不払い賃金の早期支払いを求める

新潟地本は3月6日、申16号・2016年度申5号における未払い賃金の速やかな清算を求める申し入れを提出しました。

2016年度申5号「シテムチェンジ・コストダウン、計画(ダイヤ改正)」に関する申し入れの団体交渉において、不払いとなっていた賃金の支払いを労使で確認したにも関わらず、3年を経過してもなお支払われていないことから、速やかな支払いを求め申し入れを行いました。

また会社の業績に関わらず社員一人ひとりには安全・安定輸送や質の高いサービスに差をつけることなく会社の発展に寄与しているを指摘し、決算書には現れない社員の潜在能力に対して賃上げをすることが重要であり、賃上げを一律ではなく職制で区分けることは認められないと訴えました。

第1回目の団体交渉は2月28日に行いました。組合側より要求の趣旨を説明し、経営側からは現状認識などの説明を受けました。

得への影響も考慮する必要がある。
エルダー社員は豊富な知識と経験を持ち、職場では頼もしい存在。仕事の内容は現職時と変わらないどころか逆に増えている。グリーンスタツフは営業職場の最前線で社員と何ら変わらずに奮闘している。努力に報いるために基本賃金の改善を要求する。定期昇給の実施について、経営側は「労働条件に関する協約」と「就業規則」に謳っている。確実な実施を求める。

第二基本給は若い社員成長と発展が見込まれる。

16号「新津運輸区C7008行路227D列車新津到着後、ドア締めから誘導開始までの付加時間が付与されていない期間を明らかにするとともに、作業が行われていた期間の賃金不払い分の賃金を早急に支払うこと。」
2. 2016年度申5号第5項「新津運輸区C7008行路227D列車新津到着後、ドア締めから誘導開始までの付加時間が付与されていない期間を明らかにするとともに、作業が行われていた期間の賃金不払い分の賃金を早急に支払うこと。」
3. 上記1項及び2項について2020年3月31日までに当該社員に説明の上、支払いを完了させること。